

中間処理計画

1. 事業概要

本施設は廃棄物として受け入れる廃プラスチック類（廃タイヤに限る）を破碎し外部販売（有価再生処理）する目的で設置した施設です。

今回の破碎機更新は、現状の切断機（1 6 分割又は3 2 分割カット品）から2軸破碎機（チップ品）に変更する事により製品の商品価値を高め、より多くの販路が確保できるサステナブルな事業を目指します。

2. 設置場所

三重県いなべ市北勢町中山字宮ノ南 111 番地 7

3. 処理能力

12.0 t /日 (8h) ×1 基

4. 対象品目

産業廃棄物

廃プラスチック類

（石綿含有産業廃棄物を除き、廃タイヤに限る。）

5. 取り扱う特定有害物質

なし

6. 処理フロー

別紙のとおり

7. 環境保全計画

別紙のとおり

MRC工場 廃棄物（丸タイヤ）処理フロー

作成：2024年10月11日
三岐通運株式会社

〈タイヤの種類〉

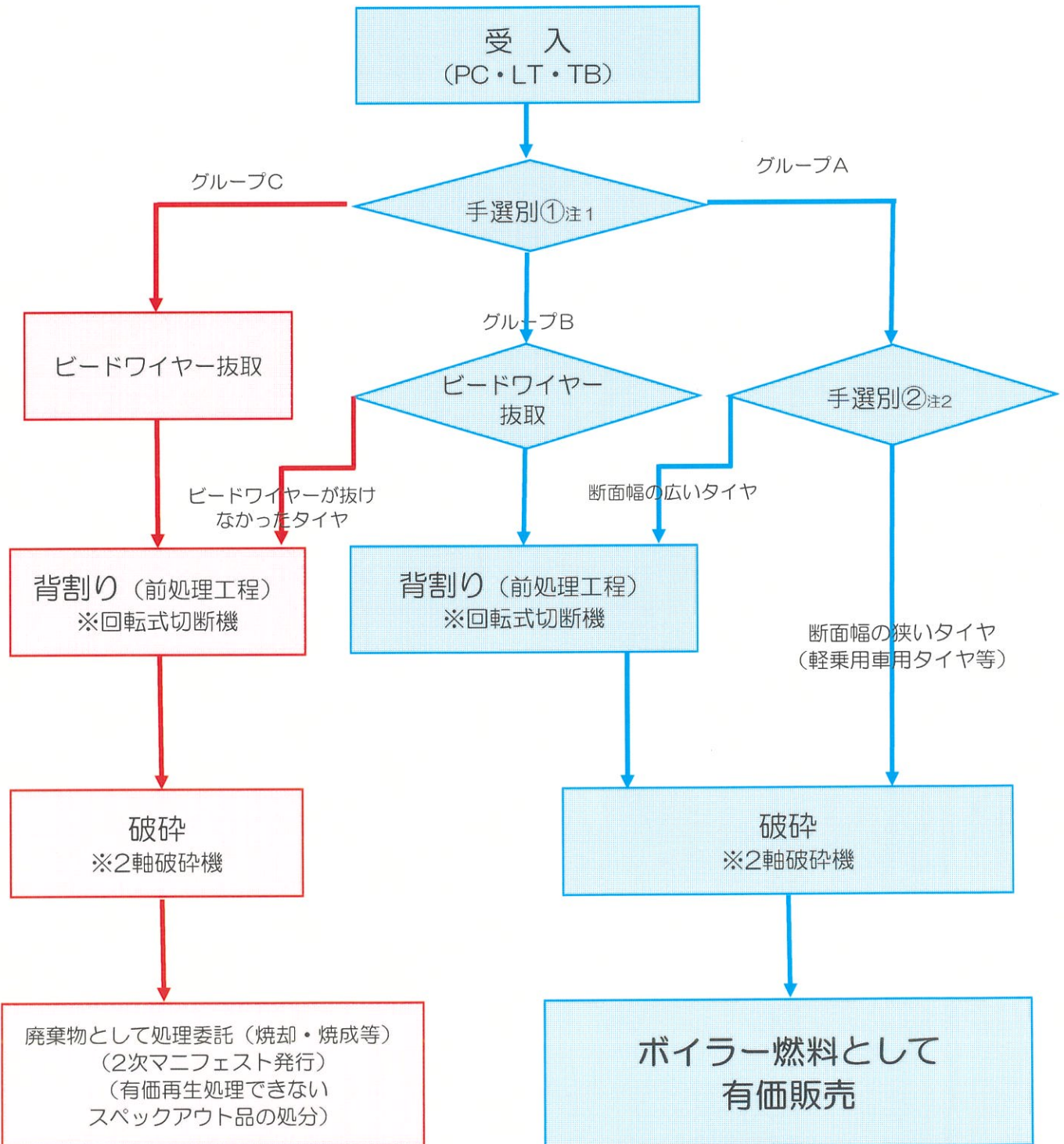
PCタイヤ・・・乗用車用タイヤ

LTタイヤ・・・2t、4tトラック中型タイヤ
(乗用車で使用されるものを含む)

TBタイヤ・・・トラック、バス用大型タイヤ

青・・・有価販売の流れ

赤・・・廃棄物の流れ



環境保全計画

1. 粉じん

2軸破碎機からの粉じんの発生量は微量である、さらに破碎施設は屋内で稼働させるため生活環境への影響はないと判断する。念のため、破碎設備にミストを散布する対策を実施します。

2. 悪臭

破碎機当該品目が廃プラスチック類（廃タイヤ）の為、悪臭はない。

3. 排水

当工場での廃プラスチック類（廃タイヤ）処理工程において排水がでる工程がない。

4. 騒音、振動

- ① 破碎施設は既存建屋内に設置することによって騒音・振動の拡散を抑制している。
- ② 以上により表-1に示した敷地境界線上における騒音振動の基準値を満足する。
- ③ 騒音・振動測定を事業所敷地境界線付近で1年に1回以上測定し記録する。

表-1 騒音振動基準値一覧

	時間の区分	基準値（dB）
騒音	昼間 (午前8時～午後7時まで)	60
振動	昼間 (午前8時～午後7時まで)	65

1. 廃プラスチック（廃タイヤ）2軸破碎機設置に於ける生活環境調査

(1) 調査項目の選定

廃プラスチック2軸破碎機設置に於ける生活環境調査

調査項目	調査項目	生活環境影響調査項目		生活環境影響要因	施設排水の排水	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
		大気環境	水環境					
大気環境	大気環境	大気質	粉じん			○		
			二酸化窒素 (NO2)					●
			浮遊粒子状物質 (SPM)					●
		騒音	騒音レベル			○		●
		振動	振動レベル			○		●
		悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)				●	
水環境	水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)		●			
			または化学的酸素要求量 (COD)					
			浮遊物質 (SS)			●		
			その他必要な項目 (注)			●		

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性を考慮して、影響が予測される項目である。

たとえば、全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適応される水域に放流する場合) 等があげられる。

※ 予測、評価を行う項目は○、いずれも非実施とする項目は●とする。

(2) 予測・評価の実施・非実施の理由

①大気環境

ア.破碎施設の稼働 【予測・評価】粉じん：実施

・更新する2軸破碎機は、廃プラスチック（廃タイヤ）処理工程において破碎時に粉じんが発生し、周辺的生活環境への影響が懸念されることから、予測・評価を実施します。

イ.破碎施設の稼働 【予測・評価】騒音：実施、振動：実施

・騒音については、廃プラスチック（廃タイヤ）処理工程において破碎時に騒音が発生し、周辺的生活環境への影響が懸念されることから、予測・評価を実施します。
 ・振動については、廃プラスチック（廃タイヤ）処理工程において破碎時に振動が発生し、周辺的生活環境への影響が懸念されることから、予測・評価を実施します。

ウ.施設からの悪臭の漏洩 【予測・評価】悪臭：非実施

・更新する2軸破碎機で処理する廃棄物は廃タイヤのみであり、腐敗等はなく、悪臭の原因となるものが付着していると認められるものは受入ない為、受入する廃棄物から悪臭が発生することはありません。又、破碎時に悪臭が発生することはないことから、予測・評価は実施する必要はないと判断いたします。

エ.廃棄物運搬車両の走行 【予測・評価】大気質、騒音、振動：非実施

・当工場の廃プラスチック処理量は破碎機設置後も処理量の変更予定はなく、受入車両台数、重機の稼働時間ともに変化がない為、予測・評価は実施する必要はないと判断いたします。

②水環境

ア.施設排水の排水 【予測・評価】水質：非実施

・更新する2軸破碎機で処理する廃棄物は廃タイヤのみであるため、通常、廃タイヤからの汚水の発生はありません。又、受託した廃タイヤを場内の保管場所に移動させる際に、タイヤに残存する水を十分に切り、屋外に保管保管する場合はタイヤに水が溜まらないようシート掛けを行います。処理前の廃タイヤは上記のとおり適切に管理し、施設からの排水が発生することはないため予測・評価は実施する必要はないと判断いたします。

技術基準(施行規則第12条)	
技術上の基準	計画内容
1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	破砕機は屋内に設置されており、処理物もタイヤのみである為、機械に対する負荷も少なく安全である。
2 削除	
3 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	当該破砕設備より排ガス及び排水はなく、薬剤等腐食原因となるものを取り扱わない。
4 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	保管場所、破砕機はともに屋内に設置し飛散防止を講じている。屋外で保管する廃棄物は、コンテナ内に入れシートをかけて保管する。また、悪臭を発生する廃棄物は取り扱わない。
5 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	施設を屋内に設置し、別紙 生活環境調査結果の通り周囲への影響にも配慮している。
6 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	当該破砕設備より排水はない。
7 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	受入施設65.25t、処理後保管施設72.2tの保管能力に対し、約10t/日(現状)の処理量である為、十分な容量を有している。

技術基準(施行規則第12条の2)	
技術上の基準	計画内容
1 破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	別紙 環境影響調査 参照
2 破砕した廃プラスチック類の圧縮固化(物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固形化することをいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、次によること。	圧縮固化は行わない。
(圧縮固化を行わないため以下略。)	

技術基準(施行規則第12条の6)	
技術上の基準	計画内容
1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	施設の処理能力にあった受入量の調整を行うため、日々、搬入予定量の調整を行い処理能力以上の受入がないように調整を行っている。
2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	処理施設の処理能力(12.0t/日)に対し、通常の入入れ量は約10t/日程度に調整している。
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	施設に異常が生じた場合には緊急停止が出来るような体制を整える。 また、処理する廃棄物は廃タイヤに限定し、処理施設の稼働が屋内に限られている為、廃棄物の流出は屋内に留まるようにする。
4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	日々の日常点検及び定期点検を実施し施設の維持管理を行っている。
5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	屋外で保管する廃プラスチックはコンテナ内に入れシートをかけて保管する。また、悪臭を発生する廃棄物を取り扱わない。
6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	1回/週 4Sチェック表を活用し事務所、施設を清潔に保っている。
7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	別紙環境影響評価にて準用した県条例の騒音・振動の規制値を超えないよう下記の通り運転管理を行う。 ・廃タイヤ以外の廃棄物の処理や処理能力以上の廃棄物の投入を行わない等、施設の設計通りの運転を行う。 ・処理施設の異常による騒音・振動の発生を防止するため、定期的な点検を行うとともに、異常発生時はただちに運転を停止する。
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	当該破碎設備より排水はない。
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	点検記録等、施設維持管理に関する記録を作成し、事務所に保管している。

技術基準(施行規則第12条の7)	
技術上の基準	計画内容
1 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	別紙 環境影響調査 参照
2 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあつては、次によること。	圧縮固化は行わない。
(圧縮固化を行わないため以下略。)	